



基安化発第 0208001 号

平成 20 年 2 月 8 日

文部科学省研究振興局基礎基盤研究課

ナノテクノロジー・材料開発推進室長

経済産業省製造産業局ナノテクノロジー・材料戦略室長

経済産業省製造産業局化学物質管理課長

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課長

環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室長

総務省大臣官房企画課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

内閣府内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付

政策企画調査官(ナノテクノロジー・材料担当)

殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

ナノマテリアル製造・取扱い作業現場における当面のばく露防止のための
予防的対応について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、研究開発が進みつつあるナノマテリアルについては、工業用材料としての利用が拡大しつつあります。このため、今後、ナノマテリアルの利用の拡大に伴って製造又は取扱いに従事する労働者数も急速に増加するものと考えられます。

ナノマテリアルについては、組成単位がごく小さくなることで、もとの状態のときと異なる性状を示すことがあり、一部の学術論文においては一定の条件下でマウス等に影響を与えることを示唆する報告がなされている一方で、逆に有意な影響を与えない等の報告もなされていることから、生体影響について動物実験等の研究を含め、我が国を含めた各国の研究機関及びOECD等の国際機関がその解明に取り組んでいるところです。

今後、人体への影響については更なる知見の集積が必要であり、現在独立行政法人労働安全衛生総合研究所においてばく露防止対策等の研究を進めています。また、近々医薬食品局と連携の上、専門家による検討会を開催し安全対策等についての検討を進めることとしているところですが、予防的観点から、ナノマテリアルに対する当面のばく露防止のための予防的対応を取りまとめ、都道府県労働局に対し別紙により通達したので、参考に情報提供いたします。